

# 平成 2 3 年玉村町議会第 4 回臨時会会議録第 1 号

---

平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日（火曜日）

---

## 議事日程 第 1 号

平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日（火曜日）午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 4 5 号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三友 美恵子 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	宇津木 治宣 君	14番	石川 眞男 君
15番	島田 榮一 君	16番	浅見 武志 君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
総務課長	重田 正典 君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 千尋	局長補佐	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

## ○開会・開議

午前9時開会・開議

議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年玉村町議会第4回臨時会を開会いたします。

臨時会ではありますが、改選後の初の議会となります。身の引き締まる思いであります。議員各位の協力のもと、提出議案の慎重審議をくださいますようお願い申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ○日程第1 会議録署名議員の指名

議長（浅見武志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第120条の規定により、8番三友美恵子議員、9番町田宗宏議員の両名を指名いたします。

---

## ○日程第2 会期の決定

議長（浅見武志君） 日程第2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、去る11月24日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

筑井あけみ議会運営委員長。

〔議会運営委員長 筑井あけみ君登壇〕

議会運営委員長（筑井あけみ君） おはようございます。議会運営委員長の筑井あけみです。報告申し上げます。

平成23年玉村町議会第4回臨時会が開催されるに当たり、去る11月24日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたします。

本臨時会に上程される議案は、条例の一部改正に関する議案1議案が予定されております。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

議長（浅見武志君） お諮りいたします。

平成23年玉村町議会第4回臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

○日程第3 議案第45号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について

議長（浅見武志君） 日程第3、議案第45号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。まず、浅見新議長、そして新執行部の皆様のご活躍をご期待申し上げる次第でございます。

議案の説明に入ります。議案第45号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、平成23年度の人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、必要な措置を行うものでございます。

人事院勧告を踏まえた改正内容につきましては、次のとおりでございます。まず、月例給につきましては、全体平均で0.23%引き下げ、議案の第1条の別表のように改めます。また、平成18年度に実施いたしました給与制度改革による経過措置につきましては、議案の第2条のように0.49%の減額を行います。このことに加え、4月から11月までの期間に係る較差相当分を年間給与で解消するため、当該期間の給与額並びに6月に支給された期末勤勉手当に調整率である0.37%を乗じて得た額を12月期の期末手当から減額し、支給することといたします。なお、期末勤勉手当の支給月数に変更はございません。これらの人事院勧告を踏まえた改正により、玉村町におきましても適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） この条例は町職員、一般職の人を考えていると思いますが、町長以下の特別職あるいは我々議員の月例給、報酬についてはどのように考えているのでしょうか。

議長（浅見武志君） 町田議員に申し上げます。

議案ではないので、このことについては職員についてのものですので、また別の機会に質疑をお願いできればと思います。

〔「いやいや、ちょっと、では休憩」の声あり〕

---

議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午前9時6分休憩

---

午前9時8分再開

議長（浅見武志君） 再開します。

---

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 反対討論をします。

今議長から、町長以下の特別職あるいは議員の月例給、報酬等については関連質問でもだめだと、こう言いましたが、やっぱり一般の職員と我々の月例給あるいは報酬は全く関係ないかということ、そうではないと私は考えております。町の職員、一般職員の給与は下げると。しかし、聞くところによりますと、特別職あるいは議員の月例給、報酬は下げないことになるだろうと、こういうことなのですけれども、そういうことを長年やってきたので、来年1月の町長選挙が予定されていますけれども、そのときに現職の貫井町長の対抗馬と目されている某氏の後援会長に、ことしの3月まで課長をされていた方がつくことになったのです。要するに、こういうささいなことかもしれませんが、職員の苦しんでいること、あるいは嫌なこと、それを町長以下特別職、あるいは我々議員と一緒にそれを味わうというのでしょうか、考える、その苦しみを分かち合う、こういう態度が欠けていた。したがって、3月までの課長が、対抗馬と目されている人の後援会長なんかになってしまった。要するに、町の職員の町長以下の特別職あるいは我々議員に対する信頼なり尊敬の念というのがなくなっていると、このように考えられるのではないかと思うのです。

したがって、私はこの町の職員の給与の減額と同時に、特別職及び我々議員の月例給、報酬も下げるべきだと。この条例と同時に、そういった特別職あるいは議員の報酬も議会に諮るべきだと。それが全くこの議場に議案として提出されていないと。これは私の全く意に反するところでございます。したがって、本条例案には反対をいたします。

終わります。

議長（浅見武志君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浅見武志君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ○字句等整理委任について

議長（浅見武志君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

---

#### ○閉 会

議長（浅見武志君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議はすべて終了いたしました。慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、平成23年玉村町議会第4回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前9時13分閉会